

平成 29 年度

データ関連人材育成プログラム
審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

平成 29 年 4 月

1. 審査体制

「データ関連人材育成プログラム」（以下「本事業」という。）に正式エントリー（公募申請）されたコンソーシアムの審査は、文部科学省において、有識者等によって構成される「データ関連人材育成プログラム企画・審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の各委員による書面審査及び必要に応じて行う面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定コンソーシアムは、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ、決定します。

2. 審査方法

(1) 書面審査

- ・書面審査は、委員会の委員（以下「委員」という。）が申請のあったコンソーシアムの代表機関（以下「申請機関」という。）から提出された申請書類に基づき、後述の「3. 審査の観点」について、審査を行い採点します。
- ・委員は、審査に必要な場合、申請機関に対して追加資料の提出を求めることができることとします。

(2) 書面審査後の合議審査

- ・書面審査の結果に基づき、委員が合議を行い、面接審査の対象とするコンソーシアムを選定します。
- ・委員の合議の結果、面接審査を行う必要はないとされたコンソーシアムについては、面接審査を行うことなく、選定候補とすることがあります。

(3) 面接審査

- ・面接審査は、申請機関が必要に応じてプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行うこととします。
- ・申請機関は、必要に応じて、参画機関や連携機関とともに、面接審査を受けることができることとします。
- ・委員は、プレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、後述の「3. 審査の観点」について、審査を行い採点します。

(4) 面接審査後の合議審査

- ・書面審査及び面接審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補のコンソーシアムを決定します。
- ・委員会は、申請書類の内容修正等を条件として、選定候補のコンソーシアムとすることができることとします。

(5) 選定コンソーシアムの決定

- ・委員会の審査結果を踏まえ、文部科学省において、選定コンソーシアムを決定します。

3. 審査の観点

(1) 目標・計画の妥当性・効率性

- ・我が国において、様々な分野や業種の専門性を有する優れたデータ関連人材育成のモデルを作り上げ、着実に運用していくに当たり、明確な KPI を設定し、各機関の特徴を発揮・発展させた、意欲的で効果的かつ実行可能な目標・計画となっているか。
- ・発掘・育成の対象となる人材や、活躍する分野や業界など、ターゲットを明確に設定した計画となっているか。
- ・受講生や、参画機関、連携機関が研修プログラムやコンソーシアムに参画する上でのインセンティブの設計が適切かどうか。
- ・補助事業期間中の各年度における活動計画が適切に立てられているか。
- ・経費の使途や支出計画が適切であり、費用対効果の高い取組内容となっているか。

(2) コンソーシアムの構築

- ・高度データ関連人材としての素養を持った人材を発掘し、効果的・効率的な人材育成をした上で、社会における活躍促進を一体的かつ効果的に実行可能なコンソーシアム体制となっているか。
- ・コンソーシアムにおける各機関の役割分担が明確であり、協働体制が緊密なものとなっているか。
- ・参画機関について、トップの関与など、機関としてコミットや、先進的な機関の参画、後発的な機関の取り込みなど、目標の実現に向けて、実効性のある体制となっているか。
- ・連携機関や社会のニーズを積極的に取り入れ、協働する体制となっているか。

(3) 受講者の募集、研修プログラムの開発、キャリアパスの形成支援

- ・研修プログラムが、全体として、育成する人材像やキャリアパス等を明確に設定し、効果的・効率的、かつ、時宜にかなったものとなっているか。
- ・情報系に限らない分野における高度データ関連人材の素養を持った優秀な博士人材等を発掘・選抜するとともに、個々人の有する専門性に加えて、新たな分野への挑戦を促すなど、受講希望者に対するモチベーションを向上させる取組となっているか。
- ・研修プログラムの内容について、長期インターンシップの活用など、実践的なスキルや知識を習得するものとなっているか。また、外部専門家の活用や海外機関との連携など、最新の動向を踏まえる取組となっているか。
- ・研修プログラムの受講者が、新たなキャリアパスを形成し、真に社会に求められる活躍場所を得るため、既存の取組成果の活用、コンソーシアム内外の機関との連携など、実効性のある計画となっているか。

- (4) 補助期間及び補助事業期間の終了後における継続性
- ・ 補助期間及び補助事業期間の終了後において、コンソーシアムが自立して、取組の継続性を確保し得る体制や明確な計画が設定されているか。

4. その他

(1) 審査の開示・非開示

- ・ 委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・ 審査の途中経過についての問い合わせには、応じられません。
- ・ 選定コンソーシアムについては、決定後、文部科学省のホームページ等を通じて公表します。
- ・ 委員の氏名については、委員としての任期が終了した時点で公表します。

(2) 委員の遵守事項

① 利害関係者の排除

- ・ 申請された代表機関及び参画機関や取組と利害関係のある委員は、文部科学省における本事業の事務担当にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の選定の議決にも加わることができないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・ 委員が申請された取組の参加者となっている場合
- ・ 委員と親族関係にある者が申請された取組の参加者となっている場合
- ・ 委員が、申請機関（代表機関のみならず、参画機関を含む）に専任又は兼任の役員、職員、教員等として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・ 委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと、委員会又は当該委員自ら判断する場合

② 秘密保持

- ・ 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及びコンソーシアムの審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。